

政令第三百三十七号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令

内閣は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準）

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第四十一条第一項から第三項までに規定する政令で定める収入は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第四項第一号に規定する金額とする。

2 法第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項から第三項までに規定する政令で定める金額は、四十億円とする。

3 第一項の収入についての法第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定に規定する収入の額は、令和元年度（法第四十三条第一項の規定により法第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度、法第四十三条第二項の規定により法第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係る収入の額とする。

（財政力指数等の算定方法）

第二条 法第二条第一項第一号本文及び第二号本文、第三条第一項本文及び第二項本文並びに第四十一条第一項本文、第二項本文及び第三項並びに法附則第五条、第六条第二項及び第七条第二項に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収

入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

2 法第二条第一項第一号イからニまで、第三条第一項各号（法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第四十一条第一項各号及び第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニ、第三条第一項第一号及び第四号並びに第四十一条第一項第一号及び第二項第一号に規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二 法第二条第一項第一号ロ及びハ、第三条第一項第二号及び第三号並びに第四十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号に規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た

数値とする。

（市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指数等の算定方法）

第三条 平成三十年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号本文（法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、平成二十九年年度から令和元年度までの各年度（法第四十三条第一項の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内の各年度、法第四十三条第二項の規定により同号の規定を読み替えて適用する場合にあつては同項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内の各年度）のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「廃置分合等年度前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置

分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書、同号イからニまで及び第二号ただし書（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項ただし書及び同項各号に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和五十年の人口、平成二年の人口又は平成二十七年の人口（法第四十三条第一項の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては昭和五十五年の人口、平成七年の人口又は令和二年の人口、法第四十三条第二項の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては法第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年又は当該年から起算して二十五年若しくは四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除

するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合における特定期間合併関係市町村の人口の算定方法)

第四条 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された特定期間合併関係市町村(法第三条第一項に規定する「特定期間合併関係市町村」をいう。以下同じ。)について、同項ただし書、同項各号及び同条第二項ただし書(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法第四十一条第二項ただし書及び同項各号(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する数値を算定する場合には、当該算定

の基礎となる当該特定期間合併関係市町村の昭和三十五年の人口、昭和五十年の人口、平成二年の人口又は平成二十七年の人口（法第四十三条第一項の規定により法第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては昭和五十五年の人口、平成七年の人口又は令和二年の人口、法第四十三条第二項の規定により法第三条第一項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては法第四十三条第二項の規定する国勢調査が行われた年又は当該年から起算して二十五年若しくは四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま特定期間合併関係市町村の区域とした特定期間合併関係市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した特定期間合併関係市町村については、当該特定期間合併関係市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三 境界変更によって区域を増した特定期間合併関係市町村については、当該境界変更により当該特定期

間合併関係市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の特定期間合併関係市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた特定期間合併関係市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の特定期間合併関係市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

(過疎地域とみなされる区域を含む市町村の特例)

第五条 法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定期間合併関係市町村の区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合又は法第四十四条第四項の規定により同項に規定する過疎地域であった区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合には、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条及び第七条第六項中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第八条第一項中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみ

なされる区域を含む市町村」と、「過疎地域持続的発展市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展市町村計画」と、同条第七項及び第八項並びに法第九条第二項及び第三項、第十四条、第十七条第一項、第十九条並びに第二十条第六項中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第二十二條中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第四十條中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」とする。

(国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等)

第六条 法第十二条第二項に規定する政令で定める交付金は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金とする。

2 法第十二条第二項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

(地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)

第七条 法第十四条第一項の地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人
- 二 出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

2 法第十四条第一項第一号の政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとする。

- 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。)、農道、林道及び漁港関連道
- 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道
- 三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道
- 四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール以上の林道

3 法第十四条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。

4 法第十四条第一項第二十一号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第八条第一項に規定する市町村計画（附則第三条において「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

- 一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
- 二 風力を発電に利用するための施設又は設備
- 三 水力を発電に利用するための施設又は設備
- 四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

八 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

6 法第十四条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）

二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

三 林業用として継続的な使用に供される作業路

四 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設

五 商店街振興のために必要な共同利用施設

六 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設

七 除雪機械

八 簡易水道施設及び簡易水道施設であつた水道施設（平成十九年四月一日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となつたものに限る。）により簡易水道施設でなくなつたものに限る。）

九 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター

十 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備（法第十四条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。）

十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

（基幹道路の指定等）

第八条 法第十六条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十六条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十六条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権

限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

（公共下水道管理者の権限の代行）

第九条 都道府県は、法第十七条第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等（同項に規定する幹線管渠等をいう。）の設置に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又

は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第十七条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十五条の規定により施設に関する工事の施行について協議し、及び当該工事を施行させること。

二 下水道法第十六条の規定により施設に関する工事を行うことを承認し、及び同法第三十三条の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三 下水道法第十七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。

四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により同号に規定する者と協議し、並びに同法第三十三条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

五 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

六 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同条第二項第二号又は第三号に該当する場合においては、同項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

七 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

八 下水道法第四十一条の規定により協議すること。

3 前項に規定する都道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第五号に掲げる権限（損失の補償に係るものに限る。）及び同項第七号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 都道府県は、法第十七条第三項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第

八号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第十条 法第二十条第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(沖縄県の市町村に関する特例)

第十一条 沖縄県の市町村に対する法第四十一条第一項の規定の適用については、沖縄の統計法(千九百五十四年立法第四十三号)第五条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口は、同項に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口とみなす。

2 沖縄県の特定期間合併市町村(法第三条第一項に規定する「特定期間合併市町村」をいう。)に対する法第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、沖縄の統計法第五条の規定により行われた国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口は、法第四十一条第二項に規定する国勢調査の結果による特定期間合併

関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口とみなす。

(新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用等)

第十二条 法第四十三条の規定により読み替えて適用する法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十二条(別表を含む)、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下この項において「公示の年度」という。)の予算に係る国の負担又は補助(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用する。

2 法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合には限る。)の規定により特定期間合併関係市町村の区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合又は法第四十四条第四項の規定により同項に規定する過疎地域であった区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合において、第五条の規定により読み替えて適用する法第二条第二項の規定により新たに過疎

地域とみなされる区域として公示された区域を含む市町村につき法第十二条（別表を含む。）、第十三条、第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定を適用するときは、これらの規定は、第五条の規定により読み替えて適用する法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度（以下この項において「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担又は補助（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）から適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の失効に伴う経過措置）

第二条 法附則第四条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条第五項の規定（以下この条において「旧過疎地域自立促進法関係規定」という。）に基づく

旧過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の規定は、この政令の施行の日以後も、旧過疎地域自立促進法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

（法の規定が準用される特定市町村等）

第三条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）及び同条に規定する特別特定市町村（以下「特別特定市町村」という。）を公示するものとする。

2 前項の規定により公示された特定市町村（特別特定市町村を除く。以下この条において同じ。）は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特定市町村を包括する都道府県は、法第七条第一項に規定する持続的発展方針（次項において「持続的発展方針」という。）及び法第九条第一項に規定する都道府県計画（次項から第五項までにおいて「都道府県計画」という。）に、特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

3 第一項の規定により公示された特別特定市町村は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特別特定市町村を包括する都道府県は、持続的発展方針及び都道府

県計画に、特別特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

4 特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和八年度以前の年度の予算に係るもので令和九年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

5 特別特定市町村が作成した市町村計画又は特別特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和十年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和九年度以前の年度の予算に係るもので令和十年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

6 特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域（法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において令和九年三月三十一日以前に法第二十条に規定する設備の取得等（同条に規定する取得等をいう。同項において同じ。）をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興

促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和九年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。

7 特別特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において令和十年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特別特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和十年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。

第四条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域及び法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を公示するものとする。

2 前項の規定により公示された特定市町村の区域とみなされる区域（同項の規定により公示された特別特

定市町村の区域とみなされる区域を除く。)を含む市町村については、当該市町村を特定市町村(特別特定市町村を除く。以下この項において同じ。)と、当該区域を特定市町村の区域とみなして前条第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。

3 第一項の規定により公示された特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村については、当該市町村を特別特定市町村と、当該区域を特別特定市町村の区域とみなして前条第三項、第五項及び第七項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「市町村計画」とあるのは、「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。

4 法附則第五条(法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により適用する場合に限る。)の規定により法第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する場合においては、法第十二条から第十四条まで、第二十三条及び第二十四条の規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

5 法附則第五条(法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により適用する場合に限る

。の規定により法第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する場合においては、法第十二条から第十四条まで、第二十三条及び第二十四条の規定中「市町村計画」とあるのは、「特別特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

（土地改良法施行令の一部改正）

第五条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第十二項の表中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項及び第四項において同じ。）内において行う農業用道路の新設又は変更については、令和九年三月三十一日までの間（特別特定市町

村（同法附則第五条に規定する特別特定市町村をいう。以下同じ。）の区域（同法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第六条第二項及び第四項において同じ。）内において行うものにあつては、令和十年三月三十一日までの間（は、第五十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。）

附則第六条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 4 特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間にその工事に着手した附則第三条第一項に規定する土地改良事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの（同表の第二欄に掲げる区域内において行うものに限る。）についての令和八年度（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度）までの予算に係る国の補助に関する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

のを除	げるも	項に掲	業（次	改良事	る土地	規定す	一号に	一項第	八条第	第七十	第一欄
地域、指	定農山村	地域、特	対策実施	半島振興	興山村、	地帯、振	特別豪雪	、離島、	奄美群島	沖縄県、	第二欄
							一号	一項第	八条第	第七十	第三欄
る割合	に掲げ	合の欄	助の割	表の補	応じ同	区分に	業費の	げる事	一に掲	別表第	第四欄
									五十五	百分の	年度 令和三
									五十五	百分の	年度 令和四
）	五十五	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十四	百分の	年度 令和五
）	五十四	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十三	百分の	年度 令和六
）	五十三	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十二	百分の	年度 令和七
）	五十二	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十一	百分の	年度 令和八
	十一）	分の五	は、百	あつて	域内に	村の区	定市町	特別特	五十（	百分の	年度 令和九

業（北	改良事	る土地	規定す	一号に	一項第	八条第	第七十		く。）
域、特定	策実施地	島振興対	山村、半	帯、振興	別豪雪地	区域（特	北海道の	外の区域	定棚田地
				一号	一項第	八条第	第七十		
助の割	表の補	応じ同	区分に	業費の	げる事	一に掲	別表第		
						五十五	百分の		
						五十五	百分の		
ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十四	百分の		
ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十三	百分の		
ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十二	百分の		
						五十二	百分の		
						五十二	百分の		

海道の	農山村地	合の欄	百分の
区域内	域、指定	に掲げ	百分の
におい	棚田地域	る割合	五十五
て行う	又は急傾		五十四
畑の改	斜地帯の		五十三
良を目	区域を除		
的とす	く。		
るもの			
に限る			
。			

附則第六条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間（特別特定市町村の区域内にあつて

は、令和三年度から令和九年度までの間。第四項において同じ。）にその工事に着手した土地改良事業

であつて次の表の第一欄に掲げるもの（同表の第二欄に掲げる区域内において行うものに限る。）に
 いての令和八年度（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度）までの予算に係る国の補助に
 する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲
 げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分
 に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第					
				五	欄				
第七十 八条第 一項第 二、第 二、第 二、第	沖縄県、 奄美群島 、離島、 特別豪雪 地帯、振	第七十 八条第 一項第 二、第	百分の 五十	令和三	年度				
				令和四	年度				
				令和五	年度				
				令和六	年度				
				令和七	年度				
				令和八	年度				
				令和九	年度				
				百分の 五十五	町村の 特定市	（特別	百分の 五十四	町村の 特定市	（特別
				百分の 五十五	町村の 特定市	（特別	百分の 五十三	町村の 特定市	（特別
百分の 五十二	町村の 特定市	（特別	百分の 五十一	町村の 特定市	（特別				
百分の 五十	村の区 定市町	特別特	百分の 五十	村の区 定市町	特別特				

					良事業	土地改	定する	三に規	二号の	一項第	八条第	第七十
定棚田地	地域、指	定農山村	地域、特	対策実施	半島振興	興山村、	地帯、振	特別豪雪	、離島、	奄美群島	沖繩県、	北海道、
								三	二号の	一項第	八条第	第七十
											五十	百分の
											五十五	百分の
											五十五	百分の
		）	五十五	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十四	百分の
		）	五十四	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十三	百分の
		）	五十三	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十二	百分の
		）	五十二	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十一	百分の
			十一）	分の五	は、百	あつて	域内に	村の区	定市町	特別特	五十（	百分の

農山村地	域、特定	策実施地	島振興対	山村、半	帯、振興	別豪雪地	区域（特	北海道の	外の区域	傾斜地帯	域及び急
				三	二号の	一項第	八条第	第七十			
							五十	百分の			
							五十五	百分の			
							五十五	百分の			
百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十四	百分の			
百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十三	百分の			
百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の	特定市	（特別	五十二	百分の			
							五十二	百分の			
							五十二	百分の			

次項及び附則第九条において同じ。)の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の土地改良法施行令附則第六条第二項及び第四項の規定は、令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度(特別特定市町村の区域内にあつては、令和十年度。以下この項及び附則第九条第二項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第七条 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

(森林法施行令の一部改正)

第八条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

費用の区分		地域	
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)で、振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定に	令和三年	百分の五十五
		令和四年	百分の五十五
		令和五年	百分の五十四
		令和六年	百分の五十三
		令和七年	百分の五十二
		令和八年	百分の五十一
		令和九年	百分の五十
		令和十年	百分の四十九

5 特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域において行う林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助についての第十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、令和八年度までの間（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度までの間）、別表第四の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

費用の区分	地 域	補 助 の 割 合						
		令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
別表第四林道の開設に要する費用	北海道及び離島振興対策実施地域で、振興山村以外の地域	百分の六十	百分の六十	百分の五十九	百分の五十八	百分の五十七	百分の五十六	百分の五十五
の項第一号				特定市（特別）	特定市（特別）	特定市（特別）	特定市（特別）	特定市（特別）

(二)に掲げる
費用

		北海道、沖縄県、奄美									
		群島、離島振興対策実		百分の							
		施地域及び振興山村以		五十五							
		外の地域		百分の							
				五十五							
区域内	町村の	特定市	(特別	五十四	百分の	六十)	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の
区域内	町村の	特定市	(特別	五十三	百分の	五十九	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の
区域内	町村の	特定市	(特別	五十二	百分の	五十八	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の
区域内	町村の	特定市	(特別	五十一	百分の	五十七	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の
域内に	村の区	定市町	特別特	五十(百分の	五十六	百分の	ては、	にあつ	区域内	町村の

費用 (三)に掲げる の項第一号	別表第四林 道の開設に 要する費用								
	村以外の地域	北海道及び離島振興対 策実施地域で、振興山							
			百分の 五十五						
			百分の 五十五						
ては、 にあつ	区域内 町村の	特定市 (特別)	百分の 五十四	百分の 五十五	百分の 五十五	ては、 百分の	にあつ	百分の 五十五	百分の 五十五
ては、 にあつ	区域内 町村の	特定市 (特別)	百分の 五十三	百分の 五十四	百分の 五十四	ては、 百分の	にあつ	百分の 五十四	百分の 五十四
ては、 にあつ	区域内 町村の	特定市 (特別)	百分の 五十二	百分の 五十三	百分の 五十三	ては、 百分の	にあつ	百分の 五十三	百分の 五十三
ては、 にあつ	区域内 町村の	特定市 (特別)	百分の 五十一	百分の 五十二	百分の 五十二	ては、 百分の	にあつ	百分の 五十二	百分の 五十二
は、百	域内に 村の区	定市町 特別特	百分の 五十	百分の 五十一	百分の 五十一	は、百 分の五	あつて	百分の 五十一	百分の 五十一

									北海道、沖縄県、奄美 群島、離島振興対策実 施地域及び振興山村以 外の地域				
										百分の 五十			
										百分の 五十			
百分の 五十五	百分の 五十	は、 に あつ	区域 内	町 村の	特定 市	(特別	四十九	百分の 四十九			百分の 五十五	百分の 五十	
百分の 五十四	百分の 四十九	は、 に あつ	区域 内	町 村の	特定 市	(特別	四十八	百分の 四十八			百分の 五十四	百分の 四十九	
百分の 五十三	百分の 四十八	は、 に あつ	区域 内	町 村の	特定 市	(特別	四十七	百分の 四十七			百分の 五十三	百分の 四十八	
百分の 五十二	百分の 四十七	は、 に あつ	区域 内	町 村の	特定 市	(特別	四十六	百分の 四十六			百分の 五十二	百分の 四十七	
百分の 十一	百分の 四十六	は、 に あつ	区域 内	町 村の	特定 市	(特別	四十五	百分の 四十五			百分の 十一	百分の 四十六	

道の拡張に 要する費用 の項第二号 (一)に掲げる 費用	村地域以外の地域で、 林野面積の占める比率 等を考慮して農林水産 大臣が定める基準に該 当するもの	六十	六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五
				（特別 特定市 町村の 区域内	（特別 特定市 町村の 区域内	（特別 特定市 町村の 区域内	（特別 特定市 町村の 区域内	（特別 特定市 町村の 区域内
				にあつ ては、 百分の 六十）	にあつ ては、 百分の 五十九	にあつ ては、 百分の 五十八	にあつ ては、 百分の 五十七	にあつ ては、 百分の 五十六
				）	）	）	）	）

別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)の補助の割合の欄中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、「に該当する地域」を削り、同号(三)の補助の割合の欄中「過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する

特別措置法第十六条第一項」に改める。

別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(三)の補助の割合の欄中「過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条第一項」に改める。

(森林法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 特定市町村の区域内においてこの政令の施行の際現に施行されている林道の開設又は拡張に係る事業であつて、当該事業に要する費用につき令和二年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の森林法施行令附則第四項及び第五項の規定は、令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

(国有財産特別措置法施行令の一部改正)

第十条 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「。以下「昭和四十八年改正法」という。」を削り、「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第二条第七項第二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正前の国有財産特別措置法施行令第二条第七項第二号に掲げる区域に該当する区域のうち、前条の規定による改正後の国有財産特別措置法施行令第二条第七項第二号に掲げる区域に該当しない区域については、令和九年三月三十一日までの間（当該区域が特別特定市町村の区域に該当する場合にあつては、令和十年三月三十一日までの間）に限り、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域に該当するものとする。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第十三条 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号口中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第十四条 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第九項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十七条第九項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年

政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域

(介護保険法施行令の一部改正)

第十六条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)の規定(同法第二十条第一項第一号に限る。)

(総務省組織令の一部改正)

第十七条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日

過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年

法律第十九号) 第二条第一項に規定する過疎地域をいう。) の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十五条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項」に改め、同項第三号中「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第三項」に改める。

(農林水産省組織令の一部改正)

第十八条 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日

過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号) 第二条第一項に規定する過疎地域をいう。) の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
-------------	---

附則第八条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
-------------	---

附則第十四条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一項」に改める。

附則第十八条の表令和三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条の規定による
基幹的な市町村道の指定に関すること。

理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、財政力指数及び人口の算定方法、国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金及びその額の算定方法、過疎地域の持続的発展のための地方債の対象となる施設等、都道府県が市町村道の道路管理者又は公共下水道管理者に代わって行う権限等を定める必要があるからである。